令和3年度小淵沢小学校いじめ防止基本方針【改訂】

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、 未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を 生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす 影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係 づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法(平成25年 法律第71号)第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、小淵沢小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を 策定する。

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して,的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
 - いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会等全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- 3 いじめの「解消」の定義

「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態。(必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。)

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安。ただし、被害の重大生等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安によらない)。

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために,以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し, この組織が中心となり,教職員全員で共通理解を図り,学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, 学年主任, 養護教諭, (PTA五役・学校評議員・民生 児童委員)

- ※事案により柔軟に編成する。
- ※必要に応じて適切な専門家を加える。

2 いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのい じめ防止の啓発等に関することを行う。

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核 としての役割
- •いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録, 共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ※定例のいじめ防止対策委員会は、校内委員会の中で学期に1回程度開催する。
- ※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知 徹底させる。

3. 未然防止の取り組み

いじめ問題において,「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組む ことが最も重要である。 未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、その背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員と しての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

<児童に対して>

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づく りを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを, 道徳の時間や 学級指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生 方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決し て悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・児童会活動(集会・縦割り遊び等)を通して、異年齢集団で活動する機会を増やすことによって、 学年や学級の異なる他者とともに楽しくふれあい、交流を図り、望ましい人間関係を形成する時間 を一層確保するように努める。

<教職員に対して>

- ・児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に,自己の人権感覚を磨き,自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化等を教職員全体で 共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応として、学年・学級指導や親子研修等を通じて情報モラル教育活動の充実を図る。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」 ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大 切さを児童に伝える。

- ・「いじめ問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学年 便り、学年PTA総会、地域道徳授業公開、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを保護者とも連携して情報を収集するように努める。

早期発見のための手だて

- ①いじめアンケート
- ②個人ノート 日記
- ③個人面談
- ④教育相談
- ⑤日々の観察
- ⑥保健室や図書室の様子
- ⑦本人からの相談
- ⑧友人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ①地域の方からの相談

早期の解決を

- ・教職員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について,事実関係を早期に 把握する。その際,被害者,加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ対策委員会で情報を教職員間で共有し、組織的な体制のもとに 行う。
- ・いじめている児童に対しては,「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み,まず,いじめることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。

- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携 し合っていくことを伝えていく。
- SC,SSWと連携をとり、児童の指導や家庭での対応にができるようにする生かせるようにする。

5. いじめ**への対処** <措置>

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝 罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を 置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て. 関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

<重大な事態が発生した場合>

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

児童や保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

*重大事態とは、いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いのある場合と、いじめにより相当の期間(年間30日間が目安)欠席が余儀なくされてている場合である。

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- (4)調査結果を北杜市教育委員会に報告
- (5)調査結果を踏まえた必要な措置
- 3 いじめられた児童及びその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導及びその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上のいじめへの対応
- 7 犯罪行為として扱われるべきいじめが起きたときは、警察署と連携して対処する。
- 8 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月を目安に止んでいる状態が継続している。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

<u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを本人及びその保護者に対して面談等により確認す</u>る。

6. その他

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、 教職員の評価を行い、PDCAサイクルを生かし、次年度の取り組みを改善していく。

5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題等健全育成について話し合いを進めることをお願いする。

防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために,学校全体で組織的,計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに,組織体制を整える。

	4月	5 月	6 月	7月	8月	9月			
会議	いじめ対策委員会学年懇談会等で啓発				教員研修	いじめ対策委員会			
事案発生時に、緊急対応会議の開催									
	学級づくり、人間関係づくり								
防止			QU検査	(同民がライザ					
早期発見	いじめアンケート	い じ め ア ン ケ ー ト 家庭訪問 (家庭との連携)	いじめアンケート	いじめア ンケート 教育相談 機関		いじめアンケート			
	日々の観察								

	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
会議						いじめ対策委員会				
	事案発生時に、緊急対応会議の開催									
71.										
防止	学級づくり、人間関係づくり									
対策		QU検査	道徳授業参観							
早期発見	いじめアンケート	いじめアンケート	い じ め ア ン ケ ー ト 保護者アンケート (学校評価) 個人懇談 (家庭との連携)		いじめアンケート	いじめア ンケート 教育相談 機関				
	日々の観察									